

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

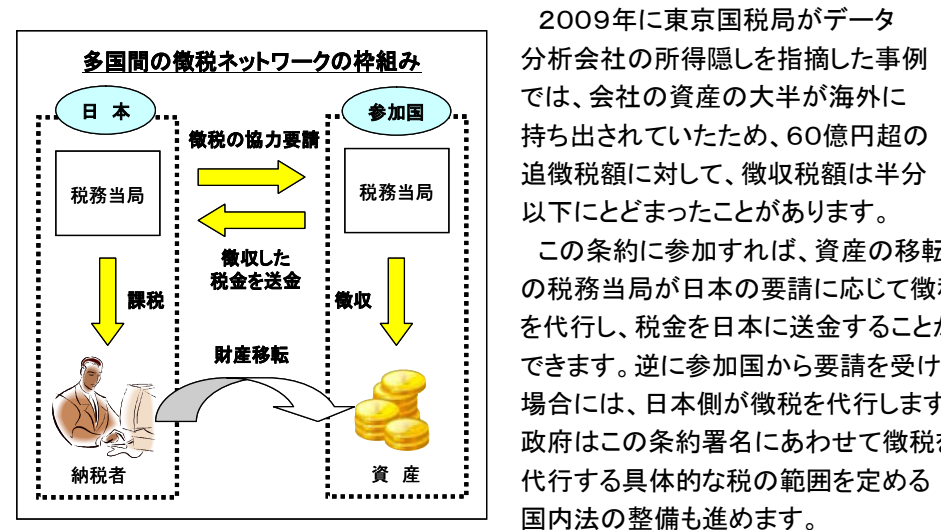
海外資産移転。現地当局での徴税を検討！

政府は、試算の海外移転による課税逃れを防止するため、多国間で構成する徴税ネットワークに参加する方向で検討しています。

これにより、多額の納税義務を負う税務情報を加盟国間で共有し、必要に応じて海外の税務当局に徴税代行を要請できるようになります。今年の11月を目処に国際条約に署名した上で、国内でも関連法を整備し、2～3年以内での実現を目指すようです。

政府が参加の検討に入ったのは、「税務行政執行共助条約」に基づく徴税の枠組みで、経済協力開発機構(OECD)の加盟国を中心に23カ国が参加していますが、主要7カ国(G7)では日本だけが条約に署名していないのです。

条約の柱は、「徴収共助」と呼ばれる加盟国間の協力です。現在の制度では、日本で多額の税金を納めなければならない納税者が海外に資産を移した場合、日本の税務当局は海外資産を差し押さえて税金を取り立てることが原則としてできません。



2009年に東京国税局がデータ分析会社の所得隠しを指摘した事例では、会社の資産の大半が海外に持ち出されていたため、60億円超の追徴税額に対して、徴収税額は半分以上にとどまったことがあります。

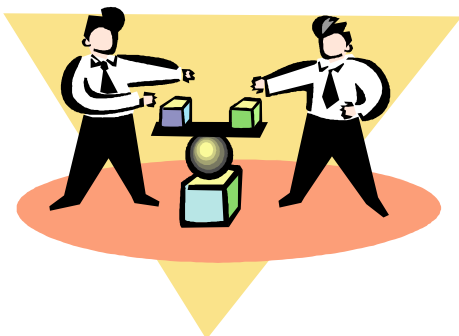
この条約に参加すれば、資産の移転先の税務当局が日本の要請に応じて徴税を代行し、税金を日本に送金することができます。逆に参加国から要請を受けた場合には、日本側が徴税を代行します。政府はこの条約署名にあわせて徴税を代行する具体的な税の範囲を定める国内法の整備も進めます。

これまで日本が共助条約への署名を見送ってきたのは、過度な課税強化につながる懸念が与野党で根強くあり、かつ、日米租税条約などに徴収協力の規定が盛り込まれていたことも背景にあります。

ただ、日米条約での徴収協力は努力規定にとどまるほか、金融取引の発達で納税者が資産を海外に分散する動きが進んでいるのが現状です。社会保障と税の共通番号の導入論議が進む中、所得が把握されるのを嫌う納税者が資産移転を加速化する懸念もあり、多国間での徴税の枠組みに参加しなければ、課税の公平性を保てないと判断したようです。

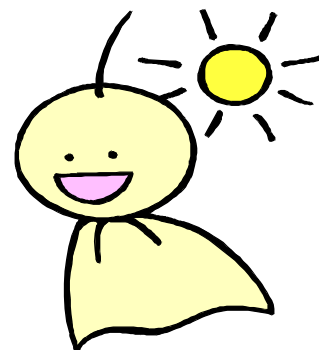
国際的にも財政健全化に向けて課税逃れの防止は共通課題となっています。日米欧と新興国で構成する20カ国・地域(G20)は、共助条約の参加国拡大を提唱し、今年の11月のカンヌ・サミットまでにG20のすべてが同条約に署名することを要請しています。

(日本経済新聞2011. 5. 9より抜粋)



CONTENTS

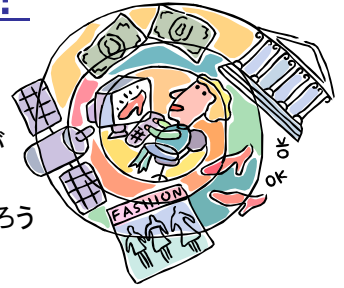
海外資産移転。
 現地当局での徴税を検討！・・・ P.1
 ネット取引に関する申告漏れ
 1件平均1,190万円！・・・ P.2
 One Point・・・・・・・ P.2
 危ない取引の手口と
 見分け方①「介入取引」・・・ P.3
 住みたい町では
 「星ヶ丘」がトップ・・・・ P.4
 節電への取り組み・・・・ P.5
 6月度の税務スケジュール・・・・ P.5
 今月の名言録・・・・・・・ P.6
 編集後記・・・・・・・ P.6



ネット取引に関する申告漏れ。1件平均1,190万円！

国税庁は、2009事務年度(2009年7月から2010年6月までの1年間)において、ネット取引を行っている個人事業者などを対象に、前年度比15.2%減の2,351件を実地調査した結果、前年度比25%減の1件平均1,109万円の申告漏れ所得金額を把握した旨の発表がありました。

この背景には、多額の利益をあげながらも、ネット上の売上は、国税当局には把握されないだろうと考えて、無申告・過少申告する者が後を絶たないからとみられているようです。



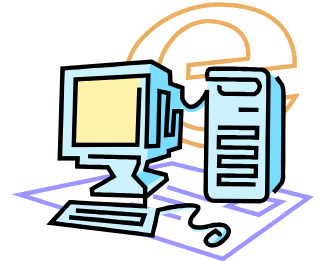
また、申告漏れ額は、2009事務事業年度の実地調査における特別調査・一般調査全体での1件平均879万円を大幅に上回っております。

なお、2007事務年度はネット取引の調査で1件平均1,440万円、2008事務年度はネット取引の調査で1件平均1,137万円と年々減少していますが、依然として高額な申告漏れが続いている状況です。

ネット取引者は、無店舗による事業形態となるため、その把握は困難と思われそうですが、国税当局では、あらゆる資料情報を収集・分析しているようです。

なお、調査件数2,351件の内訳(取引区分別)は、

- ① ネット通販が639件(1件あたり申告漏れ1,012万円)
- ② ネットオークションが546件(同上1,005万円)
- ③ ネット広告が437件(同上1,141万円)
- ④ ネットトレードが168件(同上1,183万円)
- ⑤ コンテンツ配信が41件(同上1,249万円)
- ⑥ 出会い系サイトなど「その他のネット取引」が520件(同上1,277万円)でした。



また事例では、インターネット販売に係る所得を申告除外していた事業者Aのケースが報告されております。

Aは寝具の小売を行っていましたが、店舗での商品販売のほか、インターネットオークションにも出品し、その売上は、家族従業員名義の預金口座で回収していましたが、この売上のすべてを収入から除外して申告していました。

その結果、Aに対して、申告漏れ所得2,300万円について400万円の税額が追徴との報告がされています。

国税当局では、家族も含む預金口座での取引情報については定期的に収集しているようなので、お気をつけください。

One Point

土地の賃貸に関する消費税の取扱い

1ヵ月未満の短期間の貸付けや、施設の利用に伴って土地が使用されるケースは、土地の貸付けでも消費税の課税対象となります。

例えば、建物や駐車場などの貸付けの場合の「施設の利用に伴って土地が使用される場合」については、土地の貸付けから除かれていますので、消費税の課税対象となります。

したがって、駐車している車両の管理を行っている場合や、駐車場としての地面の整備などをして駐車場として利用させる場合には、消費税の課税の対象となります。

ただし、駐車場としての用途に応じる地面の整備、区画をしていけば、施設の貸付けとなり課税対象となりますが、駐車場等として土地を利用させた場合でも、その土地につき駐車場としての用途に応じる地面の整備などをしていないとき(駐車等に係る車両等の管理をしている場合を除く)は、単なる更地(土地)の貸付けの扱いになりますので、その土地の使用は、非課税とされる土地の貸付けとなります。

消費税法上、土地の売買や貸付けは非課税とされていますが、上記のように土地の貸付期間や貸付の実態によっては、課税対象となることもありますので、くれぐれもご注意ください。



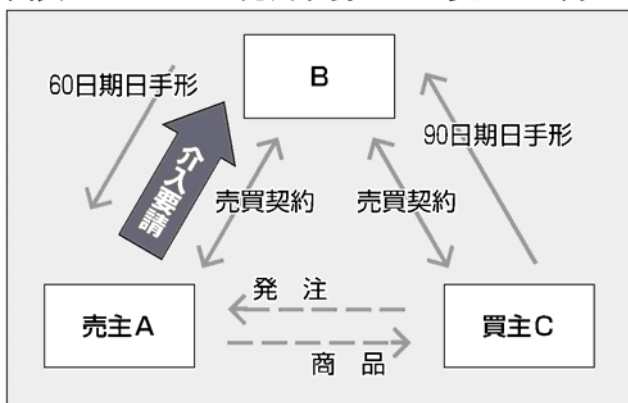
危ない取引の手口と見分け方①「介入取引」

商社や問屋の取引に「介入取引」といわれる取引があります。業界や地域によっては、付け商売やつなぎ売買、帳合取引、伝票借りなどと呼ばれる場合もありますが、これは実際の売主と買主との間に、当事者の一方または双方からの要請により商社や問屋等を介入させるような取引を指します。

介入取引は、売買やリース、請負など様々な形態があり、対象商品もいろいろですが、ここでは売買取引を例に説明していきます。

企業Aの要請により、売主A、買主Cで鋼材の売買取引を開始することにしました。鋼材の種類や価格、納入方法、納入場所等の売買契約の基本条件はほぼ合意に達しました。しかし、決済条件は、手形決済とするものの、資金繰りに余裕のない売主Aは納入月末締め翌月末起算60日期日の手形での支払いを買主Cに要求し、買主Cは翌月末起算90日期日の手形の支払いを希望したため折り合いません。そこで、Aは高い口銭(仲介料)率を用意することを条件に、財務内容のよいB(問屋)を間に挟んで商売をすることにしました。具体的には、商品の発注や受注は直接AC間で行ない、Bは商品の現物確認や受渡しにはタッチせず、売主Aから送付された納品書などをもとにAに60日期日決済の手形を振り出し、買主Cから90日期日手形を受けることになりました。

図表1 AとCの売買取引にBが参加した例



このような取引の介入形態は、大半が金融目的で行なわれます。介入を依頼したAにとって、Cからの入金(90日期日手形払い)より早く、しかも割引しやすいBの手形を取得することにより資金繰りの便宜を得られることが最大のメリットです。また、AはCよりも財務内容のよいBに介入してもらうことにより、Bに与信リスクの肩代わりをしてもらうメリットもあります。一方、Bは商品の受渡しには直接関与せず、納品書などによってAがCに商品を入れたものと信頼し、ABC間のそれぞれの決済をするという書類上の関与のみにとどまるため取引手続きが非常に簡便です。いわば伝票処理のみで売上を計上し、口銭を取れる点に魅力があるといえます。介入取引自体は商取引でよく行なわれるもので、法に触れるわけではありませんが、介入取引をめぐるトラブル事例は多く発生しています。たとえば、売主Aが単独で、または売主Aと買主Cが当初から示し合わせて架空取引を仕組み、Bに巨額損失が発生する、といったケースがあります。

図表2 危険信号を見分ける主なポイント

①取引ルート全体の把握	売主と買主のルートだけにとどまらず、取引全体の流れを把握していますか。 売主の仕入先や買主のエンドユーザーまで確認していますか。
②仕入先のチェック	買主だけでなく、売主(仕入先)の内容もきちんとチェックしていますか。 仕入先の売上高や売上債権残高、荷さばき能力(取引先がこれだけの商品をさばききれるのか、現状これだけの実需があるのか)や市場の需要動向等もチェックしていますか。
③現地、現物の定期的確認	定期的に現地に赴き、商品がきちんと納入されているかを確認できる取引先ですか。
④貨物受領書の取付けや債権残高確認の励行	定型の受領書を作成し、買主から受領者名と受領印の入った届出を受けていますか。 債権残高を定期的に確認していますか。
⑤取引担当者のチェック	取引担当者は同一商売を長期間担当している人ですか(上司から独立して自己の裁量取引をしているような場合は警戒する必要があります)。



自社が「中間会社として取引に参加してほしい」という要請を受けた場合は、図表2をもとに取引に潜む危険信号を見分けることが重要になります。少し補足説明しますと、①では、親会社と子会社の間に入る場合や、実質支配関係にある会社間は何かを企んでいるかもしれません。②では、他の取引と比較して高い口銭率を提供する申し出を受けた場合は警戒してください。③では、現物確認ができない遠隔地での取引は避けるようにしてください。④では、債権残高の定期的な確認は効果的です。債権残高の不一致がもとで、危険な取引が顕在化した例があります。⑤では、担当者がその取引に精通していたり、強い権限を持っていると、問題の顕在化が遅れ、取引が巨額になっていることがあります。「企業実務」H22年1月号

住みたい街では「星ヶ丘」がトップ

名古屋市内のステータスシンボルの代名詞にも挙げられる街「星ヶ丘」ですが、地名の由来は“市内でも一番星に近く、輝く星の美しい丘”ということから名付けられたそうです。日本三大都市圏の中核にも数えられる名古屋市の山の手に位置していますが、丘とはいっても、広大な濃尾平野からなだらかに続く丘陵で、標高自体はさほどありません。街並みの美しい星ヶ丘エリアは、全国に知られる動植物園を持つ「東山公園」や、緑豊かな「平和公園」にも近く、自然環境に恵まれています。

◆ 高級感のある歴史の街「白壁・榎木・主税町」が人気エリア

広告会社のDGコミュニケーションズ名古屋支社(本社・東京)は今年2月に名古屋在住の20歳以上の男女を対象に、「住みたい街アンケート」(回答者は1036人)を実施しました。それによると、住みたい街のトップは千種区「星ヶ丘」で、次いで同区「覚王山」、同区「本山・東山公園」、中村区「名古屋駅周辺」が続きました。1位の星ヶ丘は男女ともトップで、覚王山、本山・東山公園は特に女性の人気が高いようです。名古屋駅周辺は男性の回答率が女性を上回り、利便性を優先した結果が表れたようです。

高級感を感じる街はどこですかとの質問には、第1位は東区の「白壁・榎木・主税」地区で、全体の54.7%を占めました。この地区は名古屋城の東側にあり、今も江戸時代の武家屋敷の面影や、戦前的高级住宅地の雰囲気が高い、市の町並み保存地区となっています。

第2位は住みたい街に続いて「覚王山」がランクインしており、3位は「星ヶ丘」、その後昭和区「八事」、東区「泉・代官町」が続いています。

高級感ある街ランキング

順位	エリア名	全体選択率
1	白壁・榎木・主税	54.7%
2	覚王山	40.1%
3	星ヶ丘	38.6%
4	八事	31.1%
5	泉・代官町	29.6%

◆ 人気は地下鉄東山線沿線エリア

住みたい沿線はどこですかとの質問には、トップが地下鉄東山線で、全体の65.4%を占めました。住みたい街ランキングの上位10エリアのうち、6エリアが沿線に所在することから、人気を集めたようです。

第2位は3月27日に「野並」～「徳重」間が開通した地下鉄桜通線、第3位は地下鉄名城線となりました。やはり地下鉄沿線が人気化しているのは利便性に加え、生活施設や教育環境など、街のインフラ整備が進んでいるからでしょう。

第4位の地下鉄鶴舞線沿線には南山大学、中京大学、名城大学などの大学が密集しているうえ、この先の名鉄豊田線にも名古屋商科大学、愛知大学、東海学園大学などが立地していることから、学生の占める割合がとても高いエリアといえます。

住みたい沿線ランキング

順位	沿線名	全体選択率
1	市営地下鉄東山線	65.4%
2	市営地下鉄桜通線	39.9%
3	市営地下鉄名城線	38.9%
4	市営地下鉄鶴舞線	25.5%
5	JR東海道本線	13.4%

◆ 有名校が多数点在、人気の文教エリア「星ヶ丘」

子どもを持つ親やこれから持とうとしている人たちには、新しい住まいとなる地域の教育環境も気になる部分と思いますが、星ヶ丘には“名門”と呼ばれる高校や大学が多く、市内でも指折りの文教エリアといえます。

名古屋は女性のための教育環境を早くから整備していた地域で、名古屋人ならだいたいの人が知っていると言われる、「SSK」なる造語についてですが、これは、いわゆる“お嬢さま学校”の「椋山」(すぎやま)・「淑徳」(しゅくとく)・「金城」(きんじょう)の頭文字を略したものだそうです。

これらのうち、頭文字“K”の「金城学院」は東区に立地するため星ヶ丘エリアではありませんが、1つ目の“S”、「椋山女学園」は幼稚園から大学までが揃う、筋金入りの私立一貫校で、幼稚園から高等学校までは「住みたい街アンケート」第2位の覚王山エリア、大学は同1位の星ヶ丘エリアに立地しています。

2つ目の“S”、「愛知淑徳学園」は中学校から短期大学および大学を展開する私立学校で、1990年半ばからは男女共学にはなりましたが、いずれも星ヶ丘エリアに立地しています。こうした名門校があるエリアゆえ、「星ヶ丘」は“子供の教育環境に優良な街”という安心感からか根強い人気を誇っているのでしょう。

節電への取り組み

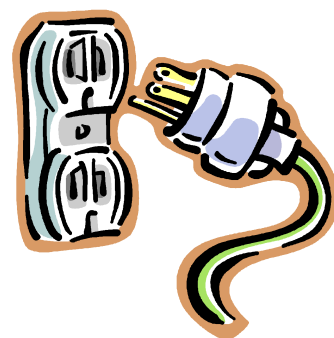
トヨタ自動車をはじめ自動車主要8社はそれぞれ、7～9月の休業を土、日曜日から木、金曜日に移すことを発表しました。

本社を含む全事業所が対象です。日本自動車工業会が決めた方針に従い、節電で足並みをそろえたようです。

また、イオンなどは、一部でサマータイムを導入。始業時間を1時間繰り上げることとしました。

恒常的に残業(時間外労働)があるような職場では、労使で十分に話し合った上で、ノー残業デーを夏期に増やすこと等によって、企業・事業場ぐるみで残業時間の削減に取り組むことも対策の一つとして考えられます。

特に電力需要の多い平日の9時～20時について節電努力が求められていますが、労働時間等の変更により節電対策をするためには、次のような方法があります。



● 昼間の節電対策

始業・終業時刻を繰り上げる、所定労働時間を短縮または削減する

● 平日(月～金曜)の節電対策

所定休日を土曜日・日曜日以外の日に変更する

● 夏季の休業・休暇の分散化・長期化による節電対策

お盆以外の時期に夏季休業・休暇を設定、長めの連続休業・休暇を設定

● 秋季への事業活動の振替による節電対策

6ヶ月程度を対象期間として変形労働時間制を導入する



節電対策として労働時間の変更をするためには、労使で十分に話し合うことが必要です。使用者は、見直しの内容の明確な説明に加え、見直しによって不利益を被る労働者への配慮など必要な措置を併せて提案し、労働者の十分な納得が得られるようにする必要があります。

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月 10日(金)
4月決算法人の確定申告	申告期限 6月 30日(木)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 6月 30日(木)
10月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 6月 30日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 6月 30日(木)
消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 6月 30日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の3月・4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)	申告期限 6月 30日(木)
個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	納 期 限 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあつては6月中)において市町村の条例で定める日

今月の名言録

～ 私心を離れて利益を見る ～

経営者にとって、税金を払うことは身を切られる思いがします。一生懸命稼いで得た利益、それは売掛金などもあり、必ずしも現金で残ってはいないのですが、その半分以上を即金で払わなければならないのですから、税金とは過酷なものです。

これは、経営者にしか分からないのかもしれませんが。従業員にとっては、会社のお金ですから痛くもかゆくもないでしょう。しかし、経営者には、自分のお金をもぎ取られるように思ってしまうのです。そのため、税金を納めないがための小細工を始める経営者が出てくるのです。

もちろん、これは錯覚です。会社の利益は、決して経営者のものではありませんし、また税金は広く社会のために使われていくのですから、私心が入ったことによる見当違いの感慨でしかありません。

私は、このような錯覚に陥らないよう、経営はゲームだと考えるようにしています。つまり、利益をお金と考えず、得点と思うのです。そうすれば、第三者的に淡々と利益を見ることができるようになり、判断を誤ることはありません。

やはり、私心を離れること、それが経営のコツと言えるでしょう。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

初めまして、田中と申します。実は4月に浅岡会計事務所に入社しました。

初めての社会人・・・不安でいっぱいでした。きっとこの不安は社会人になった人ならば誰もが感じるものなのでしょうね。社会人として1ヵ月半過ごしてみて、毎日覚えることがたくさんあり、責任も必要だし大変だなと思いました。ですが、新しいことができるようになると嬉しいものですね！！

苦労したのは電話対応です。今でも電話対応のときには勇気がいりますが、最初はホントに怖かったですね。でも、私も会社の一員として小さなことからコツコツと頑張っていきたいです。

これからも覚えることはたくさんありますが、今1番覚えたいことはパソコン操作です。高校時代に授業で操作していたのですが、専門学校に通っている間にすっかり忘れてしまいましたので、早くパソコン操作ができるように勉強していきます。

社会人になってちょっと嬉しいことは、夜ぐっすり眠れることですね。まだまだ仕事に慣れていなくて帰る頃には疲れ果て、すぐに眠れるので気持ちいいです！！朝起きれないのが悩みなんですけどね。

(田中 優衣)

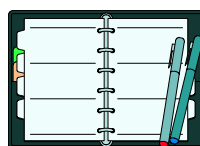


事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikai.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
税理士	竹内 雅弘
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美



大津通
 「中京大学文化市民
 会館北」交差点から
 すぐです

